

《高齢者タクシー料金助成事業》

高齢の方の外出支援として、タクシー料金の一部を助成します。

【対象者】

満85歳以上の在宅の方と令和7年3月31日までに満85歳になられる在宅の方
ただし、次の方は対象になりません。

- 障害者タクシー利用補助券の交付を受けている方
- 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院へ入所している方

※年度中、上記に該当となった方は喪失の手続きが必要です。市役所へ喪失届を提出し、タクシー料金助成利用券を返却してください。

【内 容】 タクシー料金助成利用券1冊（10枚綴り）を支給します。

※10月以降に申請の場合は、5枚綴りを支給します。

利用できる事業者	愛知県タクシー協会加盟タクシー事業者 名古屋タクシー協会加盟タクシー事業者 市が契約をした事業者
助成額（1枚）	500円

○ 申請された翌年度以降は、該当の方にはタクシー料金助成利用券（以下「利用券」という。）を送付します。

【ご利用方法】

- 1 利用券は、1乗車につき利用券2枚までご利用いただけます。
- 2 後期高齢者被保険者証・介護保険被保険者証又は本人確認ができるものを乗務員に呈示してください。（呈示がない場合は利用できません。）
- 3 タクシー料金から利用券の助成額を差し引いた額が、自己負担となります。
- 4 タクシー料金が利用券の助成額未満の場合は、おつりは出ません。
- 5 高齢者割引を実施している事業者もありますので、各事業者にご確認ください。
- 6 他の補助制度との併用はできません。

【注意事項】

- 1 破損・紛失の場合など、再交付はしません。
- 2 転出、死亡等の事由で資格喪失となる場合は喪失届を提出し、利用券を返却してください。

【問い合わせ先】

北名古屋市役所 高齢福祉課 電話 0568-22-1111